

国際私法学会理事及び監事選任手続規程

2017年6月3日総会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第21条第1項に従って国際私法学会総会が行う理事及び監事選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:意見聴取の順序

1. 総会は、理事会に対し、第3条及び第4条に定める手順により意見聴取を行った上で、次期の理事及び監事の候補者案を提示することを要請する。
2. 前項の要請は、総会において別段の決議をしない限り、在任中の理事及び監事の任期が残り1年間程度となった段階で、当然にされたものとみなす。

第3条:任期を満了する理事及び監事に対するアンケート

1. 理事長は、任期を満了する理事及び監事に対して、その任期満了の約半年前に、次期の理事及び監事としての適任者20名以内について意見を求めるアンケートを実施し、理事及び監事はこれに対して無記名で回答するものとする。
2. 前項のアンケートは、便宜、任期を満了する理事及び監事であって次期の理事及び監事としても適格のある者を候補者として列記するとともに、これとは別の候補者名の記載もできるような様式で行うことができる。
3. 20名以上の氏名を記載した回答は無効とする。このことはアンケートの用紙に明記しなければならない。
4. 理事長は、理事及び監事からの意見の回収に際して、発信元が秘匿されるように十分に配慮しなければならない。
5. 理事長が第1項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか1名又は監事が指名する会員1名が立ち会うものとする。

第4条:会員に対するアンケート

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者名をその得票順に並べたリストを作成してこれを提示しつつ、次期の理事及び監事を選任する総会の2か月前までに、会員に対して、次期の理事及び監事としての適任者20名以内について意見を求めるアンケートを実施する。
2. 前項のアンケートの会員への通知は、暗証番号等により会員以外からのアクセスを制限して行うものとする。
3. 前項に定める通知に対する会員からの意見表明は、本会の事務局宛の郵便により行うものとし、その発信元の秘匿は会員の側で行うものとする。
4. 同一の会員による重複した意見表明を回避するため、理事長は会員からの投票に際して一定の条件を課すことができる。

5. 理事長が第 1 項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

第 5 条:理事会における次期理事及び監事の候補者案の作成及び総会への提示

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者に関する会員の意見を理事会に報告するとともに、総会に参考案として提示する次期の理事及び監事の候補者リスト案(理事候補者と監事候補者とは区別するものとする。)を提案し、理事会においてその案をもとに審議して、リストを確定するものとする。

2. 理事長は、前項により確定された理事会作成の次期の理事及び監事の候補者リストを総会に参考案として提示し、最終決定を総会の議決に委ねるものとする。

第 6 条:理事又は監事の欠員を補充する理事又は監事の選任

理事又は監事はその任期中に欠けた場合において、それを補充する理事又は監事の選任については、第 2 条から前条までの規定の趣旨を勘案し、総会が適当と認める方法によりこれを行う。

附則

1. この規則は、2017 年 6 月 4 日から施行する。